

公益財団法人 愛知県農業振興基金

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という。）定款第19条第3項及び第36条3第の規定に基づき、基金の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち基金を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給等)

第 2 条 基金は、常勤役員の職務執行の対価として定例報酬を支給することができる。その額は、愛知県の勸奨退職者の再雇用に係る常勤役員の給与実態を参酌し、別表の基準を超えない範囲内で、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 評議員及び非常勤役員が、基金の評議員会、理事会に出席したときは、報酬を支給することができる。その額は別表のとおりとする。

3 役員等の退任慰労金は支給しない。

(支給方法)

第 3 条 報酬の支給日、支払方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員就業規程（以下「就業規程」という。）に準ずる。

(費 用)

第 4 条 基金は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は就業規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を、別に定める役員等旅費規程に準じて支給することができる。

（公 表）

第 5 条 基金は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別 表

1. 役員等の報酬及び費用の内容

項 目		内 容
常勤役員		650万円／年 以内
非常勤役員等の報酬額	農協中央会・各連合会の常勤役員及び公務員	支給しない
	上記以外の者	10,000円／日

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。